

平成二十一年
六 月 中

秋 田 県 公 報 目 録

第二千八十四号から
第二千九十二号まで

公布又は 公示番号	題 名	公報番号	日
二七三	救急病院の認定	号外二	一
二七四	介護保険法による指定市町村事務受託法人の指定	二〇八六	九
二七五	漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出争議行為の予告	〃	〃
二七六	基本測量実施の通知	〃	〃
二七七	入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定	〃	〃
二七八	農地保有合理化事業規程の変更の承認	〃	〃
二七九	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	二〇八七	一
二八〇	保安林の指定の予定	〃	〃
二八一	道路の供用開始	〃	〃
二八二	道路区域の変更	〃	〃
二八三	道路の供用開始	〃	〃
二八四	鳥獣保護区の指定のための公聴会	二〇八八	一
二八五	鳥獣保護区特別保護地区の指定のための公聴会	〃	〃
二八六	浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表	二〇八九	一
二八七	平成二十一年度毒物劇物取扱者試験の実施	〃	〃
二八八	対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限のための公聴会	〃	〃
二八九	肥料の登録の有効期間の更新	〃	〃
二九〇	環境影響評価方法書の作成及び縦覧	二〇九〇	二
二九一	保安林の指定の予定	〃	〃
二九二	基本測量実施の通知	〃	〃
二九三	能代港港湾計画の変更の概要	二〇九一	二
二九四	生活保護法による指定医療機関の事	〃	〃
二九五	〃	〃	〃
二六五	皆伐面積の限度	号外一	一
二六六	生活保護法による指定介護機関の事業の廃止	二〇八四	二
二六七	生活保護法による介護機関の指定	〃	〃
二六八	生活保護法による指定介護機関の変更	〃	〃
二六九	入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定	〃	〃
二七〇	入会林野整備計画の認可	号外一	〃
二七一	県議会定例会の招集	二〇八五	五
二七二	港湾法に基づく所有者不明船舶の撤去	〃	〃
二四六	〃	〃	〃
二四七	〃	〃	〃
二四八	〃	〃	〃
二四九	〃	〃	〃
二五〇	〃	〃	〃
二五一	〃	〃	〃
二五二	〃	〃	〃
二五三	〃	〃	〃
二五四	〃	〃	〃
二五五	〃	〃	〃
二五六	〃	〃	〃
二五七	〃	〃	〃
二五八	〃	〃	〃
二五九	〃	〃	〃
二六〇	〃	〃	〃
二六一	〃	〃	〃
二六二	〃	〃	〃
二六三	〃	〃	〃
二六四	〃	〃	〃
二六五	〃	〃	〃
二六六	〃	〃	〃
二六七	〃	〃	〃
二六八	〃	〃	〃
二六九	〃	〃	〃
二七〇	〃	〃	〃
二七一	〃	〃	〃
二七二	〃	〃	〃
二七三	〃	〃	〃
二七四	〃	〃	〃
二七五	〃	〃	〃
二七六	〃	〃	〃
二七七	〃	〃	〃
二七八	〃	〃	〃
二七九	〃	〃	〃
二八〇	〃	〃	〃
二八一	〃	〃	〃
二八二	〃	〃	〃
二八三	〃	〃	〃
二八四	〃	〃	〃
二八五	〃	〃	〃
二八六	〃	〃	〃
二八七	〃	〃	〃
二八八	〃	〃	〃
二八九	〃	〃	〃
二九〇	〃	〃	〃
二九一	〃	〃	〃
二九二	〃	〃	〃
二九三	〃	〃	〃
二九四	〃	〃	〃
二九五	〃	〃	〃
二四六	〃	〃	〃
二四七	〃	〃	〃
二四八	〃	〃	〃
二四九	〃	〃	〃
二五〇	〃	〃	〃
二五一	〃	〃	〃
二五二	〃	〃	〃
二五三	〃	〃	〃
二五四	〃	〃	〃
二五五	〃	〃	〃
二五六	〃	〃	〃
二五七	〃	〃	〃
二五八	〃	〃	〃
二五九	〃	〃	〃
二六〇	〃	〃	〃
二六一	〃	〃	〃
二六二	〃	〃	〃
二六三	〃	〃	〃
二六四	〃	〃	〃
二六五	〃	〃	〃
二六六	〃	〃	〃
二六七	〃	〃	〃
二六八	〃	〃	〃
二六九	〃	〃	〃
二七〇	〃	〃	〃
二七一	〃	〃	〃
二七二	〃	〃	〃
二七三	〃	〃	〃
二七四	〃	〃	〃
二七五	〃	〃	〃
二七六	〃	〃	〃
二七七	〃	〃	〃
二七八	〃	〃	〃
二七九	〃	〃	〃
二八〇	〃	〃	〃
二八一	〃	〃	〃
二八二	〃	〃	〃
二八三	〃	〃	〃
二八四	〃	〃	〃
二八五	〃	〃	〃
二八六	〃	〃	〃
二八七	〃	〃	〃
二八八	〃	〃	〃
二八九	〃	〃	〃
二九〇	〃	〃	〃
二九一	〃	〃	〃
二九二	〃	〃	〃
二九三	〃	〃	〃
二九四	〃	〃	〃
二九五	〃	〃	〃
二四六	〃	〃	〃
二四七	〃	〃	〃
二四八	〃	〃	〃
二四九	〃	〃	〃
二五〇	〃	〃	〃
二五一	〃	〃	〃
二五二	〃	〃	〃
二五三	〃	〃	〃
二五四	〃	〃	〃
二五五	〃	〃	〃
二五六	〃	〃	〃
二五七	〃	〃	〃
二五八	〃	〃	〃
二五九	〃	〃	〃
二六〇	〃	〃	〃
二六一	〃	〃	〃
二六二	〃	〃	〃
二六三	〃	〃	〃
二六四	〃	〃	〃
二六五	〃	〃	〃
二六六	〃	〃	〃
二六七	〃	〃	〃
二六八	〃	〃	〃
二六九	〃	〃	〃
二七〇	〃	〃	〃
二七一	〃	〃	〃
二七二	〃	〃	〃
二七三	〃	〃	〃
二七四	〃	〃	〃
二七五	〃	〃	〃
二七六	〃	〃	〃
二七七	〃	〃	〃
二七八	〃	〃	〃
二七九	〃	〃	〃
二八〇	〃	〃	〃
二八一	〃	〃	〃
二八二	〃	〃	〃
二八三	〃	〃	〃
二八四	〃	〃	〃
二八五	〃	〃	〃
二八六	〃	〃	〃
二八七	〃	〃	〃
二八八	〃	〃	〃
二八九	〃	〃	〃
二九〇	〃	〃	〃
二九一	〃	〃	〃
二九二	〃	〃	〃
二九三	〃	〃	〃
二九四	〃	〃	〃
二九五	〃	〃	〃
二四六	〃	〃	〃
二四七	〃	〃	〃
二四八	〃	〃	〃
二四九	〃	〃	〃
二五〇	〃	〃	〃
二五一	〃	〃	〃
二五二	〃	〃	〃
二五三	〃	〃	〃
二五四	〃	〃	〃
二五五	〃	〃	〃
二五六	〃	〃	〃
二五七	〃	〃	〃
二五八	〃	〃	〃
二五九	〃	〃	〃
二六〇	〃	〃	〃
二六一	〃	〃	〃
二六二	〃	〃	〃
二六三	〃	〃	〃
二六四	〃	〃	〃
二六五	〃	〃	〃
二六六	〃	〃	〃
二六七	〃	〃	〃
二六八	〃	〃	〃
二六九	〃	〃	〃
二七〇	〃	〃	〃
二七一	〃	〃	〃
二七二	〃	〃	〃
二七三	〃	〃	〃
二七四	〃	〃	〃
二七五	〃	〃	〃
二七六	〃	〃	〃
二七七	〃	〃	〃
二七八	〃	〃	〃
二七九	〃	〃	〃
二八〇	〃	〃	〃
二八一	〃	〃	〃
二八二	〃	〃	〃
二八三	〃	〃	〃
二八四	〃	〃	〃
二八五	〃	〃	〃
二八六	〃	〃	〃
二八七	〃	〃	〃
二八八	〃	〃	〃
二八九	〃	〃	〃
二九〇	〃	〃	〃
二九一	〃	〃	〃
二九二	〃	〃	〃
二九三	〃	〃	〃
二九四	〃	〃	〃
二九五	〃	〃	〃
二四六	〃	〃	〃
二四七	〃	〃	〃
二四八	〃	〃	〃
二四九	〃	〃	〃
二五〇	〃	〃	〃
二五一	〃	〃	〃
二五二	〃	〃	〃
二五三	〃	〃	〃
二五四	〃	〃	〃
二五五	〃	〃	〃
二五六	〃	〃	〃
二五七	〃	〃	〃
二五八	〃	〃	〃
二五九	〃	〃	〃
二六〇	〃	〃	〃
二六一	〃	〃	〃
二六二	〃	〃	〃
二六三	〃	〃	〃
二六四	〃	〃	〃
二六五	〃	〃	〃
二六六	〃	〃	〃
二六七	〃	〃	〃
二六八	〃	〃	〃
二六九	〃	〃	〃
二七〇	〃	〃	〃
二七一	〃	〃	〃
二七二	〃	〃	〃
二七三	〃	〃	〃
二七四	〃	〃	〃
二七五	〃	〃	〃
二七六	〃	〃	〃
二七七	〃	〃	〃
二七八	〃	〃	〃
二七九	〃	〃	〃
二八〇	〃	〃	〃
二八一	〃	〃	〃
二八二	〃	〃	〃
二八三	〃	〃	〃
二八四	〃	〃	〃
二八五	〃	〃	〃
二八六	〃	〃	〃
二八七	〃	〃	〃
二八八	〃	〃	〃
二八九	〃	〃	〃
二九〇	〃	〃	〃
二九一	〃	〃	〃
二九二	〃	〃	〃
二九三	〃	〃	〃
二九四	〃	〃	〃
二九五	〃	〃	〃
二四六	〃	〃	〃
二四七	〃	〃	〃
二四八	〃	〃	〃
二四九	〃	〃	〃
二五〇	〃	〃	〃
二五一	〃	〃	〃
二五二	〃	〃	〃
二五三	〃	〃	〃
二五四	〃	〃	〃
二五五	〃	〃	〃
二五六	〃	〃	〃
二五七	〃	〃	〃
二五八	〃	〃	〃
二五九	〃	〃	

<p>○土地改良区の役員の退任の届出 二〇八六 九</p> <p>○特定非営利活動法人の定款変更の認 証の申請 二〇八七 一二</p> <p>○土地改良区の役員の退任及び就任の 届出 ” ” ”</p> <p>○特定非営利活動法人の設立の認証の 申請 二〇八九 一九</p> <p>○特定調達契約に係る落札者の決定 ” ” ”</p> <p>○土地改良区の定款変更の認可 ” ” ”</p> <p>○土地改良区の役員の退任及び就任の 届出 二〇九〇 二三</p> <p>○土地改良区の定款変更の認可 ” ” ”</p> <p>○特定非営利活動法人の定款変更の認 証の申請 二件 二〇九一 二六</p> <p>○県有財産の売払いに係る一般競争入 札の実施 ” ” ”</p> <p>○土地改良区の役員の退任の届出 ” ” ”</p> <p>○条件付き一般競争入札の実施 二〇九二 三〇</p> <p>○県営土地改良事業工事の完了 ” ” ”</p> <p>○財政状況の公表 号外三 ” ”</p>	<p>教育委員会告示</p>	<p>一一 教育委員会会議の開催 二〇八六 九</p>	<p>選挙管理委員会告示</p>	<p>九六 公職選挙法執行規程の一部を改正する 規程 二〇八四 二</p> <p>九七 選挙権を有する者の総数の五十分の 一の数及び三分の一の数 二〇八七 一二</p> <p>九八 各選挙区における選挙権を有する者 の総数の三分の一の数 ” ” ”</p> <p>九九 個人演説会等を開催することができ る施設の指定解除 ” ” ”</p> <p>一〇〇 個人演説会等を開催することができ る施設の指定 ” ” ”</p> <p>一〇一 政治団体の収支に関する報告書 二〇八八 一六</p> <p>一〇二 政治団体の設立の届出 二〇九〇 二三</p> <p>一〇三 政治団体の届出事項に異動があった ” ” ”</p>
<p>○人事委員会規則七―三(管理職手 当)の一部を改正する規則 号外一 一一</p> <p>○人事委員会規則一―〇(管理職員 等の範囲)の一部を改正する規則 ” ” ”</p> <p>○人事委員会規則八―七(職員の大学 院派遣研修費用の償還)の一部を改 正する規則 二〇九〇 二三</p> <p>○人事委員会規則九―九(公益的法人 等への職員の派遣等)の一部を改正 する規則 ” ” ”</p>	<p>人事委員会規則</p>	<p>公安委員会規則</p> <p>八 鉄砲刀剣類所持等取締法第十二条の 三の規定に基づく診断を行う医師の 指定に関する規則 号外一 一</p> <p>九 警備業法施行細則の一部を改正する 規則 二〇八五 五</p> <p>一〇 秋田県道路交通法施行細則の一部を 改正する規則 二〇九一 二六</p>	<p>目的届出 二〇九〇 二三</p> <p>一〇四 政治団体の解散の届出 ” ” ”</p> <p>一〇五 政治団体の収支に関する報告書 ” ” ”</p> <p>一〇六 政治団体の収支に関する報告書の修 正について ” ” ”</p> <p>一〇七 秋田県議会議員補欠選挙における公 職の候補者の選挙運動に関する収支 報告書 号外一 ”</p> <p>一〇八 秋田県知事選挙における公職の候補 者の選挙運動に関する収支報告書 ” 二六</p> <p>一〇九 公職選挙法執行規程の一部を改正する 規程 二〇九二 三〇</p> <p>一一〇 選挙権を有する者の総数の五十分の 一の数及び三分の一の数 ” ” ”</p> <p>一一一 各選挙区における選挙権を有する者 の総数の三分の一の数 ” ” ”</p>	
<p>公安委員会告示</p> <p>六二 猟銃及び空気銃の取扱に関する講 習会の実施 二〇八八 一六</p> <p>六五 指定講習機関の指定 二〇九一 二六</p> <p>六六 ” ” ”</p> <p>六七 ” ” ”</p>	<p>公営企業管理規程</p>	<p>六 秋田県公営企業財務規程の一部を改 正する規程 二〇九〇 二三</p>	<p>正 誤</p> <p>○平成二十一年三月三十一日付け秋田 二〇九二 三〇 県規則第二十三号の正誤</p>	

発行者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainst.co.jp
印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄